タイ側の手続に関するQ&A

- Q1:現地の送出機関を介さずに、タイ国籍の方と雇用契約を締結することはできますか。
- A 1:タイ当局によれば、タイにおいては、特定技能外国人の送出しに当たり、送出機関を介することは必須ではないとのことです。ただし、日本企業が現地を訪れて直接求人活動を行うことはタイの法令上禁止されています。なお、受入機関は、タイ王国労働省から認定を受けた現地の送出機関を通じて採用活動を行うことも可能とのことです。
- Q2:東京から遠く離れた地方に住んでいるのですが、駐日タイ王国大使館労働担当官事務 所における認証手続を受けるためには、東京に行かなければならないのでしょうか。
- A 2: 駐日タイ王国大使館労働担当官事務所によれば、郵送での手続を受け付けているとのことです。詳しくは同大使館に確認してください。
- Q3:タイ国籍の方で、「特定技能1号」への在留資格変更許可申請を行う際に、駐日タイ 王国大使館労働担当官事務所の認証手続を経た雇用契約書の提出が必要となるのは、 「技能実習2号」又は「技能実習3号」を修了した方のみですか。
- A 3:その通りです。なお、タイ国籍を有する留学生等からの「特定技能1号」への在留資格変更許可申請時には、駐日タイ王国大使館労働担当官事務所の認証手続を経た雇用契約書の提出は必須ではありません。また、過去に「技能実習2号」又は「技能実習3号」を修了した方であっても、現在「特定技能1号」で在留するタイ国籍の方が転職等のため「特定技能1号」に在留資格変更許可申請を行う際には、上記の認証手続を経た雇用契約書の提出は必須ではありません。

なお、タイ当局によるとタイの制度上、特定技能1号外国人を受け入れる場合は、入管庁への提出要否に関わらず、受入機関は駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に雇用契約書等を提出(郵送可)し、認証を受ける必要があるとのことです。